

東京都住宅供給公社の家賃値上げ反対等に関する意見書

東京都住宅供給公社は、平成22年10月から一方的に家賃値上げを実施し、その後の家賃については、前家賃の据え置き、もしくは若干の引き下げが行われた。

しかし、東京都住宅供給公社は3年ごとの取り決めとして、平成25年には再度値上げを含む改定を実施しようとしている。

現在の住民の生活実態について、東京都住宅供給公社自治会協議会が実施したアンケート調査によれば、3年前と比較して世帯の年間収入は24万円減少し、平均282万円を割り込んでいる。「生活が苦しくなった」との回答は71%を占め、65歳以上の高齢者の60%以上の住民が切り詰めた生活を余儀なくされている実態が浮かび上がってくる。

家賃値上げの法的根拠である地方住宅供給公社法施行規則第16条は、単に近傍同種の住宅の家賃に引き上げるというものではなく、このアンケート調査で住民の実態が示されたように、住民の意向を十分に反映させることが必要との意味であると考える。

また、公営住宅における定期借家制度についても、平成12年2月の政府見解で、公営住宅は、住宅に困窮する低所得者のために賃貸する住宅であり、特段の事由がない限り、居住が継続することを前提とした制度として成り立っているとしており、定期借家制度はなじまないことから見直しが必要と考えるものである。

さらには、少子高齢社会の時代の要請に応えられるよう、子育て世代や高齢者世帯が、安心して住める「安くて良質で誰でも入居できる公共賃貸住宅」の建設の推進が望まれる。

よって、福生市議会は、東京都及び東京都住宅供給公社に対し、次のような措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 平成25年以降の家賃改定には、住民の意向を十分反映させること。
- 2 公営住宅における「定期借家制度」を見直すこと。
- 3 現下の住宅事情を改善する「安くて良質で誰でも入居できる公共賃貸住宅」

の建設を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 3 月 12 日

福生市議会議長

田 村 昌 巳

東京都知事

東京都住宅供給公社理事長

様